

2025 年度 事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

1. 事業実施計画

- ・消費者に対して、各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的としている適格消費者団体として、差止請求関係業務と被害防止のための啓発活動を着実に遂行するとともに、行政はもとより、関係団体や関係諸機関との連携を図り、消費者被害のない社会の実現に貢献します。
- ・集団的消費者被害回復訴訟手続きを担う特定適格団体認定をめざし、引き続き必要な整備・体制強化を図ります。

2. 課題と取り組み

(1) 差止請求関係業務の遂行

- ①年間 10 件程度の申入れを行うに必要な情報の確保
- ②検討グループによる事案検討の推進
- ③弁護士会消費者問題対策委員会との連携

(2) 特定適格消費者団体認定に向けた手続きと必要な基盤整備

- ①関係省庁との継続的な折衝
- ②必要な体制と財政の整備
- ③適格消費者団体としての実績向上
- ④規定等の整備

(3) 啓発、広報活動の展開

- ①大学や企業・団体を対象にした啓発活動の実施
- ②団体会員や地域からの要請に応えた講師派遣
- ③メルマガ配信の継続、会員向け情報提供、団体の情報誌への記事寄稿

(4) 消費者関連法や行政施策への提言

- ①消費者関連法案や消費者基本計画についての検討、必要な提言
- ②地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める取り組みの継続

(5) 関係団体、諸機関との連携推進

- ①広島県の委託事業の継続受託、定期的な報告・協議など協力関係の強化
- ②県内の消費生活センター(消費生活相談窓口)との連携
- ③行政、適格消費者団体、消費者団体、弁護士会、司法書士会等との連携

(6) 組織と財政基盤の強化

- ①会員拡大と既存会員への登録継続をすすめ、安定的な財政確保
- ②委託・補助事業、助成金の活用
- ③事務局体制の強化
- ④認定更新手続き(1 月)の完遂